



遭難対策の鍵：登山計画・登山届

新型コロナウイルス流行下で、近場の山の登山者が急増し、低山での道迷い・滑落事故などが多発しています。その多くで登山計画の作成および登山届の提出がされていないため、捜索や救助が大幅に遅れる事態が発生しています。遭難対策の鍵、登山計画・登山届について正しく理解し、必ず作成・提出しましょう。

1. 「登山計画書」と「登山届」

「登山計画書」には、登山者の氏名、年齢、緊急連絡先、登山の行程、携行する装備と食糧等の量などを記入します(添付資料参照)。登山計画書の作成は、危険個所の把握、装備の確認の機会ともなり、遭難防止の基本となります。

登山計画書を警察や登山ポストなどに提出すること、すなわち「登山届」は、登山者を捜索・救助する有力な手がかりになるだけでなく、入山者から目撃情報などを得る助けになります。

2. 登山届を出さない登山のリスク

登山届を出さずに遭難すると、「どこの山へ行ったかも分からず、捜索の手がかりが得られない」事態となり、捜索が大幅に遅れ、生存救出できない事態も発生しています。

3. 登山計画は ①家族等 ②警察(または行政) ③山岳会(東海支部)に必ず提出

登山計画は、家族等と警察(または行政)の両方に渡し初めて機能するものなので、両方に出すのが鉄則。所属山岳会に提出するとさらに心強く、東海支部では登山届の提出を義務付けています。

「チャレンジ60」などの個人山行も、必ず登山計画を家族等へ渡し、警察・支部へ届出を行ってください。

関係先	効果
家族等	・下山しない場合、警察の捜索は、家族等などからの通報によって初めて開始される。 そのため、登山計画書は警察だけでなく家族にも渡しておくことが重要。
警察 <small>条例がある場合は行政</small>	・登山計画書の内容で、初動捜索が容易になり、救出が行いやすくなる。 ・火山や北アルプスなどは、条例で提出義務がある(この場合提出先は県など行政)。 ・ただし、登山届を受理しても、登山者が無事に下山したかどうかの消し込みを行っていないため、特に低山では家族等からの通報がないと、捜索が開始されない。
所属山岳会 (東海支部の場合)	・家族等の補助(登山者が下山しないことの家族側の把握が遅れたような場合)および警察への情報提供、捜索、救助の応援などのバックアップが期待できる。

4. 警察または行政への登山届の提出方法

当支部では、登山計画書を情報の漏れのないよう作成しやすく、警察または行政と支部に同時に提出できる「コンパス」の利用を推奨します。ただし、愛知県は利用できないことに注意。

届出区分	方法	大半の都道府県※	愛知県
【支部推奨】 コンパス	<p>コンパスのHP : https://www.mt-compass.com/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公社)日本山岳ガイド協会が遭難防止対策のために運営する登山計画書の作成、登山届の提出用パソコンのサイト ・協定した大半の都道府県は同サイトで登山届の提出が可能 ・同時に支部への提出も可能 	可	不可

届出区分	方 法	大半の 都道府県※	愛知県
コンパス EXPERT	コンパス EXPERT の HP : https://www.mt-compass.com/ex_info.php ・運営はコンパスと同様（公社）日本山岳ガイド協会 ・スマホにアプリをダウンロードして利用、所定フォーマットに入力 ・GPS 機能、「あしあと」を残す機能などのスマホ向け機能がある <注意事項> ①地図を指でなぞるだけで簡単に登山ルート図が作成できるため、地図等の確認がおろそかにならないよう留意が必要 ②日帰りでも万一のため予備バッテリーを持参 ③通話圏外になることも想定して利用	可	不可
登山ポスト	・登山計画書を投函 登山計画書は事前に作成し、家族等に渡し、支部にも提出しておくのが原則。低山では設置がない場合も多いので注意	設 置 多 い	設 置 少 ない
郵送/FAX 持参	<愛知県> 〒460-8502 名古屋市中区三の丸 二丁目1番1号 愛知県警察本部 地域部 地域総務課 指導第一係 または、 山岳管轄の警察署 FAX 県警本部Tel 052-951-1611 受付で地域総務課 FAX への切替を依頼 ※管轄の警察署に FAX 提出するのが、登山道の至近情報なども確認でき望ましい。 例：北設楽警察署 0536-62-0110(地域課) FAX 0536-62-0600 北設楽郡登山安全マップ https://www.pref.aichi.jp/police/syokai/sho/shitara/jiko/shitara20200226.html <三重県> (コンパスを推奨) 山岳管轄の警察署 、または、三重県警察本部地域部地域課		

※三重・岐阜・長野・山梨・静岡・滋賀県など 24 都道府県

5. 東海支部への登山計画書の提出(=登山届)の方法

【支部推奨】 **メールアドレス：jactokai103@gmail.com**

- ①**コンパスで登山計画書を作成、届け出先を上記アドレスに指定**
- ②**「資料：登山計画書(届)の例」を参考に登山計画書を作成、メールで上記アドレスに送付**

③コンパス EXPERT で登山計画書を作成、届け出先を上記アドレスに指定

④郵送 〒460-0014 名古屋市中区富士見町8-8 OMCビルB1

公益社団法人日本山岳会 東海支部 (登山届在中と表書き)

⑤FAX 052-322-8363

<登山計画書の内容を直前変更するなど、止むを得ない場合>

携帯電話 080-2632-3776 に留守電

※登山計画書のような検索に必要な情報の連絡はむづかしいので、補助的な手段と考えてください。

○参考 (県警等の登山計画・登山届に関する情報)

愛知県警関連 HP : <https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/souan/tozan.html>

三重県警関連 HP : <https://www.police.pref.mie.jp/climbing/keikakusyo.html>

岐阜県警関連 HP : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/4183.html>

長野県関連 HP : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/smartphone/tozankeikakusho.html>

滋賀県警関連 HP : <https://www.pref.shiga.lg.jp/police/seikatu/chiiki/104765.html>

以上

資料：登山計画書（届）の例

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会の様式例に、当会の情報を一部反映したもの HP: <https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/?ca=4>

登山計画書（登山届）

年 月 日

愛知県警察

御中

目的の山域・山名					
入山日				最終下山日	(予備日を含む)
役割	氏名	性別	年齢	住所	緊急連絡先・氏名
	生年月日			電話（携帯電話）	住所または電話（携帯電話）

日程	行動予定
(1) /	
(2) /	
(3) /	
(4) /	
(5) /	
荒天・非常時対策 エスケープルート	

団体名	(公)日本山岳会東海支部	緊急連絡先	
代表者氏名	高橋 玲司		
代表者住所	〒460-0014 名古屋市中区 富士見町 8-8 OMCビルB 1	氏名	
		住所	
代表者電話	052-322-7924 Fax : 052-322-8363	電話	
代表者携帯電話	080-2632-3776	救助体制	ある (名) なし
搜索費用にあてる保険加入	あり なし	保険会社名	()

(概念図)

テント (型・人用・張)	
ツェルト (人用・張)	
ロープ (m・本)	
通信機器 (台・MHz)	
食料(日分) (予備食を含む)	
非常食 (日分)	
燃料 (日分)	

その他の連絡事項

提出先	知事等 (北アルプス、火山など登山計画書の提出が条例で義務化されている場合)
	家庭 、山岳会： 東海支部 、職場、学校など
	山域の登山指導センターや案内所 、登山口の登山届ポストなど
	山域を管轄する警察本部 または 警察署 など
注意	登山計画書を提出したところには必ず下山の報告をすること 条例に基づく登山届出 (提出の義務があります) は所定の届け出先に提出すること